

【家畜共済(牛)の加入者のみなさまへ】

牛白血病に対する取扱いを見直します

これまでは、牛白血病は、農場で診断された場合のみ共済金支払対象としていましたが、**平成27年5月1日以降に出荷して、と畜場で牛白血病と診断され全部廃棄となった場合も共済金支払対象となります。**

共済金請求手続き

と畜場において、牛白血病と診断され全部廃棄となったことがわかる書類（全部廃棄の命令書など）が食肉衛生検査所などから届きましたら、組合にすぐに通知し当該書類を提出して下さい。

※ 農場で牛白血病と診断された場合の手続きは、これまでと変わりません。

共済金の免責

- 牛白血病感染拡大防止措置（裏面）を行っていない場合は共済金の4割が免責されます。
- と畜場で全部廃棄となった場合、食肉衛生検査所などから書類が届いて3日以内に組合に通知しなかった場合も共済金の1割が免責されます。

裏面もご覧下さい
(重要)

牛白血病の感染拡大防止措置

・加入者は、牛白血病の感染拡大防止措置として以下の事項を必ず実施してください。

・1つでも実施していない場合、牛白血病の共済金の4割が免責されます（農場で牛白血病と診断された場合も含む）。

【感染拡大防止のために行うこと】

- ①同一の注射針を複数の牛に用いないこと
- ②直腸検査及び人工授精時に使用する手袋を1頭ごとに交換すること
- ③妊娠鑑定時等に使用するエコープローブをカバーで被覆して1頭ごとにそのカバーを交換すること
- ④使用後の除角器具、去勢器具、削蹄器具、耳標・鼻環の装着器等は1頭ごとに洗浄、消毒すること。洗浄と消毒の容器は別容器とすること。

※獣医師、人工授精師、削蹄師等が行っていない場合も共済金が免責されますので、かかりつけの獣医師等に予め説明しておいてください。

お問い合わせ先

〇〇農業共済組合 担当：〇〇

電話番号：000-000-0000 FAX番号：000-000-0000